
「金融機関の内部監査高度化に関する懇談会」

2025年2月19日

大東京信用組合

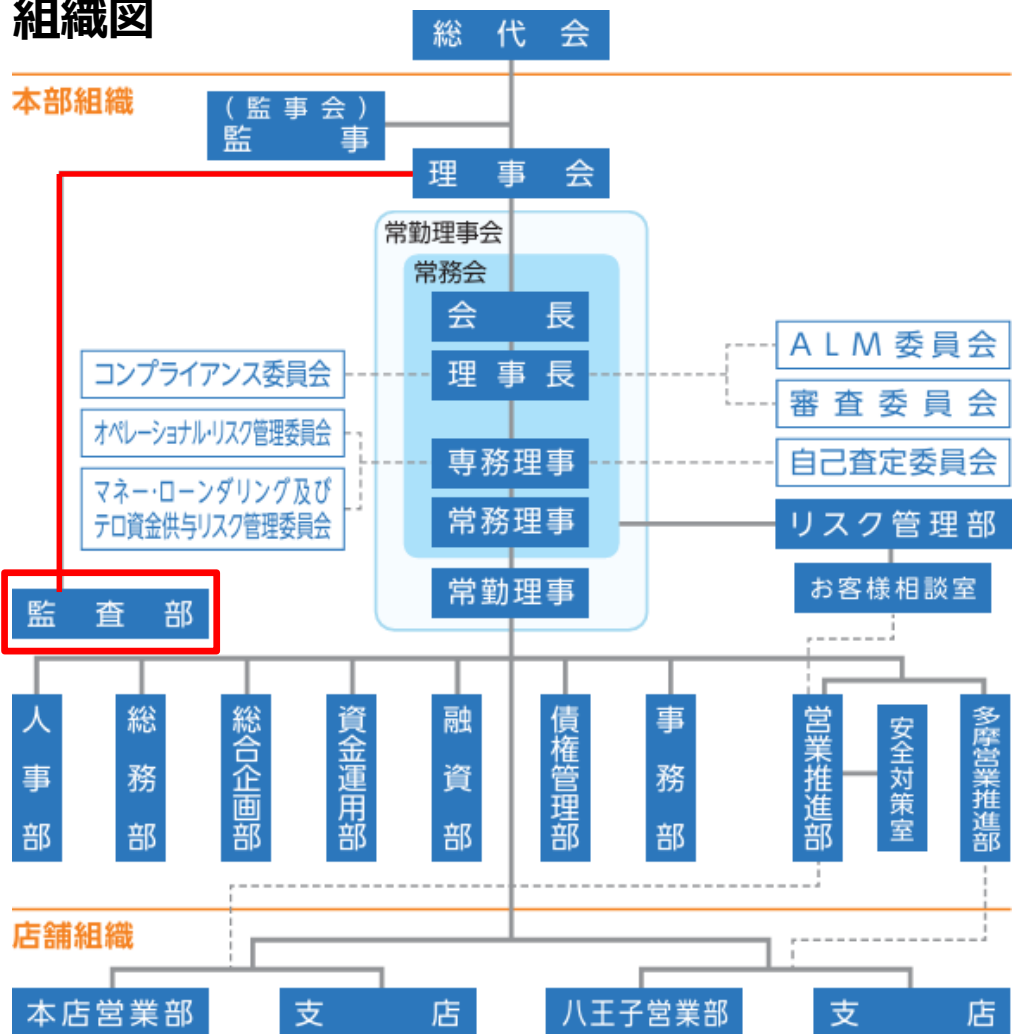
目 次

1. 大東京信用組合の内部監査について
2. 信用組合業界の内部監査の現状について

1. 大東京信用組合の内部監査について

(1) 監査部の体制

組織図



職員数

年度	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
男性	345名	334名	315名
女性	248名	246名	245名
合計	593名	580名	560名

監査部

- ・部員数：7名
- ・組織上の位置付け：理事会直轄
(内部監査を担う第3線として独立)

(令和6年6月21日現在)

1. 大東京信用組合の内部監査について

(2) 内部監査におけるこれまでの取組みと現状認識

① 内部監査高度化への取組み

平成26年、従前の準拠性監査に加えて、リスクベース監査の態勢構築を目的に外部評価を実施、独立性の確保など基本的な事項をはじめ、様々な問題点の指摘を受けたことから、コンサルタントの支援のもと監査態勢の高度化に取り組む

- ・ 内部監査方針、規程等の整備 ⇒ 組織上の独立性等の明文化
- ・ リスクベース監査を指向
- ・ リスク・アセスメント、テーマ監査の開始
- ・ 準拠性、事務不備監査に加え業務プロセス統制の有効性及び実効性の検証
- ・ 発見事項の原因分析と改善提案

② 内部監査の現状認識

現状の内部監査態勢は第一段階と第二段階の中間、第二段階のリスクベース監査に取り組んでいるものの、その水準には至っておらず、以下のような現状にあると認識。

- ・ 監査部の役割としては（規程上はともかく）準拠性監査が中心で、営業店に対する牽制、事務指導が期待されている
- ・ 特に、不正行為等に対する牽制機能として営業店現物監査が重視されている

1. 大東京信用組合の内部監査について

③ 実務上の課題、目指すべき段階

まずは第二段階の機能を十分に発揮できる態勢の構築が必要となるが、以下のような実務上の課題があると認識、また、第三段階、第四段階はそのうえで目指す段階と認識

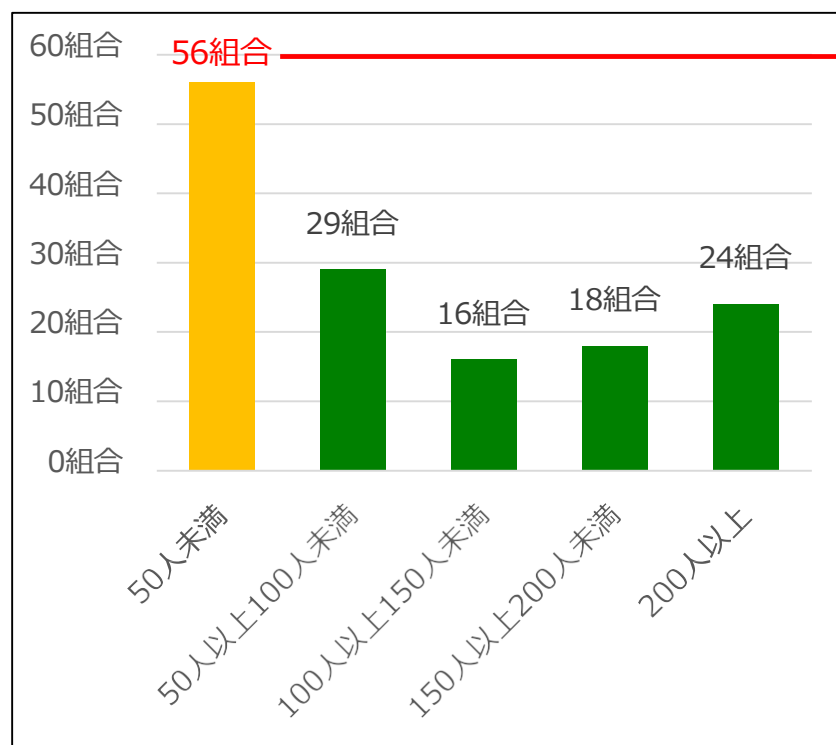
- ・ 従前より監査部が事務指導の役割も期待されている
- ・ 第2線へ移管するだけの人的資源が十分でない（組織全体で不足）
- ・ 監査部の目指すべき姿（リスクベース監査を営業店や本部の総合監査またはテーマ監査で実施する態勢）が経営陣と共有されていない
- ・ 被監査部門へ有用性を示せていない（深度ある原因分析、有効な改善提案ができていない）
- ・ 改善提案が注意喚起にしかになっていない
（被監査部署から改善提案のメリットが感じられないとの声）

2. 信用組合業界の内部監査の現状について

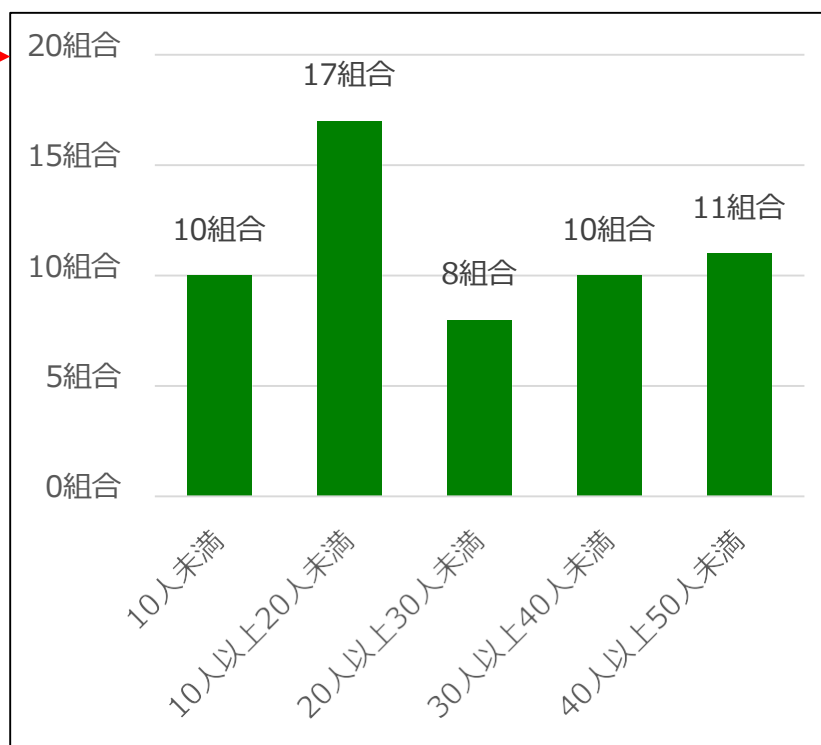
(1) 信用組合の役職員規模について

① 役職員数別信用組合数（令和6年11月速報値ベース）

○全信用組合



○50人未満の信用組合



※ 143組合のうち56組合（39.2%）が役職員数50名未満

2. 信用組合業界の内部監査の現状について

(2) 信用組合業界の状況について

① レポート事例と段階別評価の関連付けについて

- ・優先的に取り組む事例は段階毎に違うと考えられることから、参考として段階と好事例の紐づけを示していただきたい
- ・レポート事例については、全体的に高水準の印象

② 実務の観点から、各段階の水準感について

- ・現状の内部監査の水準を鑑みると第三段階はかなり高い水準にあり、長期間の取組みが必要になると考えられる
- ・第三段階は、自組合の取組みだけでは到達が困難と思える水準
- ・第二段階の水準を満たす取組みを進めているが、第三段階は、大手行等における高い水準感

③ 実情を踏まえた現状の内部監査の位置づけ、今後目指すべき姿

- ・現状は、第一段階と第二段階の中間の位置づけと考えている。将来的には第三段階を目指す必要性を認識しているが、現状は完全な第二段階の水準に達することが重要
- ・第一段階から第二段階へのステップアップの過程の段階、リスクベース監査の定着を目指して取り組んでいる状況
- ・第二段階の入口の段階

ご清聴ありがとうございました。



大東京信用組合